

株式会社一条工務店社「一条メガソーラー熊本菊池発電所事業に係る  
環境影響評価準備書」に対する勧告について

令和3年10月7日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「一条メガソーラー熊本菊池発電所事業に係る環境影響評価準備書」について、株式会社一条工務店に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、熊本県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：熊本県菊池郡大津町

原動力の種類：太陽電池

出 力：55,215kW(直流)、44,976kW(交流)

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理 (熊本県知事意見も含む[注])	令和2年 5月 1日
住民意見の概要等受理	令和2年 8月26日
経済産業大臣通知発出	令和2年10月13日

(注) 本事業の環境影響評価に係る手続は、環境影響評価法行令の一部を改正する政令(令和元年政令第53号)の施行に伴う経過措置により、法の手続に移行するにあたって電気事業法(昭和39年法律第170号)第46条の5に基づく方法書の届出の際に、事業者が当該届出前に実施した環境影響評価に係る書類(熊本県知事意見)を併せて提出している。

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	令和3年 2月10日
住民意見の概要等受理	令和3年 3月31日
熊本県知事意見受理	令和3年 7月26日
環境大臣意見受理	令和2年 8月 6日
経済産業大臣勧告発出	令和3年10月 7日

問合せ先：電力安全課 沼田、江藤

電話：03-3501-1742(直通)

## 1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

### ○事後調査等について

(1) 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

(2) 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十分なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。

(3) 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、追加的な環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

## 2. 各論

### (1) 土地の安定性に対する影響

本事業は、太陽電池発電設備や調整池の設置に伴う大規模な森林の伐採や土地の改変が行われ、のり高が特に大きい盛土や傾斜地盤上に行う盛土が計画されている。このため、本事業の実施による土地の安定性に対する影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 今後の詳細計画の検討に当たっては、関係機関と十分に調整した上で、専門家等からの助言を踏まえ、本事業による土地の安定性に対する影響を適切に把握できるよう追加的な調査、予測及び評価を実施し、その結果に応じて、環境保全措置を検討・実施すること。また、評価書には、追加的な調査、予測及び評価の結果等を記載すること。

イ 本事業の工事計画においては、のり高が特に大きい盛土や傾斜地盤上に行う盛土が計画されていることから、土地の安定性が確保される勾配の決定や工法の選択、排水溝や地下排水施設の設置等の適切な環境保全措置を講ずること。また、評価書には、これらの環境保全措置の内容を具体的に記載すること。

ウ 本事業は長期間の稼働が予定されていることから、造成したのり面の監視や、排水施設等の維持管理を適切に実施すること。

### (2) 植物に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺には、「環境省レッドリスト 2020」において絶滅危惧ⅠB類として分類されているアオカズラ等の重要な植物が生育しており、本事業ではアオカズラ等の重要な植物が改変される計画となっている。このため、専門家等からの助言を踏まえ、環境保全措置を講ずるとともに事後調査を実施することにより、重要な植物に対する影響を回避又は極力低減すること。

### (3) 廃棄物等について

本事業は、太陽電池発電設備や調整池の設置に伴う大規模な森林の伐採や土地の改変、大量の太陽電池発電設備等の設置が計画されている。このため、本事業の実施による廃棄物等の影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

#### ア 発生抑制の徹底

工法の工夫等により、森林の伐採や土地の改変を可能な限り抑制すること。

#### イ 太陽電池発電設備の処分等

太陽電池発電設備の処分等に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の関係法令や「太陽光発電設備リサイクル等の推進に向けたガイドラン（第二版）（平成30年12月 環境省）」等を確認し、太陽電池発電設備中の有害物質の含有状況を把握した上で、適切な保守点検及び維持管理や可能な限りリユースを行うことにより、廃棄物の発生抑制に努めるとともに、やむを得ず廃棄物となるものについては可能な限りリサイクルするなど、適正な処理を行う計画とすること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

(熊本県知事からの意見書の写しを添付)